

被災された学生の皆様へ

京都橘大学  
学長 青木 圭介

## 大規模地震による被災に伴う奨学金申請について

2011年3月の大規模地震で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

本学では、災害救助法適用地域の学生に対し、経済的支援を図るため、申し出により経済援助給付奨学金を交付することといたしましたのでお知らせいたします。

以下に該当する方で、奨学金給付を希望される方は、4月28日(木)までに学生支援課までお申し出ください。

また、以下の条件に該当しない方で学費納入が困難な方も学生支援課までお申し出ください。最後になりましたが、被災地の皆様のご健康と、一日も早い復興を心より祈念いたします。

### 1. 対象者及び給付額

災害救助法適用地域において被災された方で、以下に該当する方

被災状況について	給付額
①災害により家計支持者が亡くなられた方	2011年度学費のうち、前期・後期授業料相当額 (授業料と相殺することで給付します。)
②災害により家屋が全壊された方	2011年度学費のうち、前期・後期授業料相当額 (授業料と相殺することで給付します。)
③災害により家屋が半壊された方	2011年度学費のうち、前期授業料相当額 (授業料と相殺することで給付します)
④災害により家屋が一部損壊し、家計支持者の失業や減収により学資支弁が困難となった方	2011年度学費のうち、前期授業料相当額 (授業料と相殺することで給付します)

### 2. 申請書類

①経済援助給付奨学金(自然災害被災)申請書

②罹災(りさい)証明書 自然災害などにより家屋などが破損した場合、その程度を基準に基づき判定し、役所で発行するものです。詳細は、各自治体にお問い合わせください。

\* 上記罹災証明書の発行が困難な場合は、本学学生支援課までご相談ください。

3. 申し出期日および申請期日

①申し出期日 2011年4月28日(木)

②申請期日 2011年6月30日(木)

4. 申し出、問い合わせ先

〒607-8175

京都市山科区大宅山田町3-4 京都橘大学 学生支援課

電話 075-574-4114 (直通)

FAX 075-574-4329

メールアドレス studentc@tachibana-u.ac.jp